

令和4年4月25日

第4回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第4回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和4年4月25日				召集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後4時47分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 駒宮敏之				
					次長 前島勝己				
					主幹 藤間みゆき				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主事 加藤正則				

開会 午後 1時30分

○局長（駒宮敏之君） 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和4年第4回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます農業委員会事務局長の駒宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。



### ◎市長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 開会に先立ちまして、本日、加須市長に就任されました角田市長からご挨拶をいただきたいと存じます。

○市長（角田守良君） 皆様、こんにちは。市長の角田守良でございます。

総会前の貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。簡潔に3つだけお話しさせていただきたいと思います。

1つ目、まずは、このたびの市長選挙におきまして多くの皆様のご支援をいただき、市政の舵取り役を担わせていただくこととなりました。先ほどありましたように、本日午前中に第4代加須市の市長に就任をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

2つ目でございます。日頃から小倉会長さんを初め委員の皆様には、農地の保全活用、農業振興はもちろんですが、市政の様々な面で多大なるご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。今後もよろしくお願いいたします。大変ありがとうございます。

3つ目、加須市の農業振興をどうしていくか。これは文字で書いたものもあるんですが、せつかなので今日は動画を1本、農業都市加須をどうしていきたいか、私のユーチューブに流している動画、2分間の動画なんですけど、それを見ていただいたほうが早いかなと思っております。後ろに、遠くのほうの人にはちょっと小さいかも分からないんですが。

実は政策動画というのは、今回の選挙も、その前からもなんですけど、5本つくりました。農業都市加須をどうしていくか、駅南のスーパーシティ構想をどう進めていくか、どういうものか、スポーツで賑わいをつくるにはどうするか。5本あるんですけど、今日は農業都市加

須、2分間のちょっとだけ見ていただければと思います。

(動画視聴)

○市長(角田守良君) 最初と最後は同じ方なんです。

市での公式の動画というのを加須市でもつくって流しているんですね。いろんなものを流しています。大体100人から300人が見ると、野球でいえば凡打です。500人が見ると、視聴回数が500人になるとヒット、1,000を超えると二塁打、1万を超えるとホームランです。過去に1万を超えたのは一、二本しかありません。3万5,000という驚異的なホームランを打ったのは、花咲徳栄高校の甲子園優勝のときの動画でした。今の農業都市加須はヒット、500人ぐらいが見ています。

私の上げた政策動画5本の中で、唯一、今朝1,000を超えて二塁打になったものが1つあります。それをもう一つだけ、今度はもうちょっとはっきり見えるかなと思うんですが、スーパーシティ構想とは何か。

(動画視聴)

○市長(角田守良君) 2本だけ見ていただきました。今の加須駅南の構想の構想を描く範囲は、農振農用地がすぐ南まで、西まで来ています。農地利用の問題も含めて、これから具体的にどうするかを検討させていただいています。

今日の就任式でも申し上げたんですが、時代は常に変化しています。もしかすると、近い将来、激動の時代を迎えることもあるかもしれません。そうした変化に対応しながら、安全・安心、未来のまちづくり、これは皆さんと一緒に、市民と一緒に国・県とも連携しながら、市議会とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。ぜひ皆様の絶大なるご協力を今後もよろしくお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。

○局長(駒宮敏之君) ありがとうございました。



○局長(駒宮敏之君) 続きまして、農業委員会事務局の体制につきまして、4月1日の人事異動によりまして事務局の職員が変わっております。ここでご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、農業委員会事務局の前島次長でございます。

- 次長（前島勝己君） 前島です。4月の人事異動で農業委員会事務局に配属になりました。皆さんと共に農業の振興に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 局長（駒宮敏之君） 続きまして、農業振興課兼農業委員会事務局の関田主幹でございます。
- 事務局（関田 毅君） 関田でございます。引き続き、今回3年目になります。引き続きよろしくお願いいたします。
- 局長（駒宮敏之君） 続きまして、農業委員会事務局の新井主幹でございます。
- 事務局（新井昌典君） 新井です。今年で4年目になります。引き続き農地利用の最適化の方を担当いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 局長（駒宮敏之君） 続きまして、同じく藤間主幹でございます。
- 事務局（藤間みゆき君） 4月より着任いたしました藤間と申します。不慣れなため、何かとご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、何とぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。
- 局長（駒宮敏之君） 続きまして、加藤主事でございます。
- 事務局（加藤正則君） 加藤と申します。今年で3年目になります。よろしくお願いいたします。
- 局長（駒宮敏之君） ここにはおりませんが、このほかの職員としまして、昨年度に引き続き大熊主査、それから大澤主任となっております。
- そして、最後になりますが、私、経済部長兼農業委員会事務局長の駒宮でございます。今年からですが、よろしくお願いいたします。



### ◎開会の宣告

- 局長（駒宮敏之君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。
- 職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。
- 委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
- 初夏の兆しも見えてまいりまして、暑さも感じるようになってまいりました。皆様方には田植えや田植えの準備など、大分忙しくなってきたかと思っております。どうぞ体にご留意なされて頑張ってくださいと思います。

それでは、これより令和4年第4回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお  
願いします。



### ◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

今日は新年度の農業委員会の総会ということで、新たに新しく市長になりました角田守  
良市長を迎えての総会ということで、皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

相変わらず新型コロナが、オミクロン株ですか、そういったものが先月に比べてもまだ2  
割ぐらいしか減っていないということで、相変わらず猛威を振るっているところでございま  
すけれども、待ったなしの行政がスタートしました。農業委員会におかれましては、大熊局  
長から駒宮局長、小川さんから前島さん、正能さんから藤間主幹ということでメンバーも替  
わりました。

加須市は県におきまして、農業委員会の案件が一番多い市でございまして、事務局並び  
に農業委員の皆さん方には大変な負担がかかっていることだと思っておりますけれども、今後とも  
間違いのない農政のために、皆さんで頑張っていきたいと、そのような気持ちでおります。

世の中が非常に複雑になっておりまして、普通、我々が想像していないような戦争も起き  
ております。農作物の受給率の問題とか、いろいろな面に取り巻く農業の体制も非常に難しい  
局面を迎えております。そういった意味において、加須市の埼玉県における農業の振興、そ  
ういった面に重大に関わってくる農業委員会の委員の皆さん方のご健闘をよろしく願いま  
す。

また、天候も随分よくなりまして、農作業も進んでまいりますけれども、農作業に伴う機  
械の事故もいろいろな面で多発する時期でございます。皆さん方には十分留意されまして、慎  
重なる農作業をしていただきたい。また、熱中症の季節にもなってまいります。皆さん方に  
おかれましては、農業委員としての仕事も、また農家としての仕事も担うわけですが、健康  
に十分留意し、新スタートを切りたいと思います。皆さんのご協力をよろしくお願い申し  
上げ、今日は市長さんにも出席をいただきまして開会できることを大変な喜びとしており

ます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

角田市長におかれましては、この後別の公務がございますので、ここで退席させていただきますと思います。

○市長（角田守良君） どうぞよろしくお願ひいたします。



### ◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますが、現在、15名全員の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（駒宮敏之君） それでは、さっそく議事に入らせていただきます。以降は小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願ひします。



### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

9番 瀬下京子 委員

10番 小川達男 委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の水深地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条の1番と2番は、譲受人及び譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、交換による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

1番の譲受人は、昨年8月の総会でご審議いただきました不法投棄地を譲り受け、耕作できる農地に戻すという案件の方で、今回は、その不法投棄地の隣地の所有者である譲渡人と交換により、その隣地を取得しようということで、今回の申請となっております。

なお、譲受人は、両人ともに農機具の保有状況や経営状況から判断し、隣地の片づけ完了後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

4月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、北辻の 番地及び 番地は、畝をつくった後、何度かロータリーをかけたような感じで適正に管理されておりました。

先ほど事務局の説明もあったとおり、 さんは耕作放棄地、この 番地のすぐ左隣に5畝ぐらいの土地があるんですけれども、そこに廃棄物が入っておりまして、今はきれいに片づけあるような形でした。それで さんのほうに隣の田んぼを譲ってほしいということで申出があったそうで、 さんのほうには電話で聞いたんですけれども、面積のほうも519から760㎡ということで、この 番地は自宅から近いところなので、今回の 番地はかなり外れといいますか、これは境としますので、あっちへ行かなくて済むのであればいいことだからということで、ございました。

許可相当と判断してまいりました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(発言する人なし)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく4月17日、推進委員の小山さんと2人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、これは県道に面した農地で、管理は適正にされていました。

その後、譲受人の さんに直接お話を聞いて伺ったところ、この地図に

とありますけれども、この土地と、この の間のちょっと変形した土地があるんですけれども、こちらも さんがちょっと前に購入をして、 さん名義の農地になっておりますので、この さんのほうから、これ全部自宅の近くなんですけども、買ってほしいということで申出があったそうなんですけれども、自分の土地が、もうこの辺全

部一体になりますので、じゃ、いいよということで引き受けましたということでした。

許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の騎西・田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は相続により取得したが耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

4月19日、推進委員の渡辺さんと増田さんの3人で、譲受人の さんに立会いをいただきまして聞き取り及び現地確認を行ってまいりました。

まず、申請地でございますけれども、位置図の右側の 、 につきましては、騎西字田ヶ谷前ということで、この2筆につきましては、本来であれば騎西地域の担当は嶋村農業委員さんの区域になるわけなんですけれども、譲受人が田ヶ谷の方であるということ、それからもう一件の寄居の 、 が田ヶ谷地域であるということから、関連があることから私のほうで調査をさせていただきました。

それでは、まず初めに、この 、 の2筆でございますけれども、これは昨年まで農業利用状況調査で耕作放棄地扱いになっていた、リストアップされていた土地でした。

現在はきれいに草も刈られておりました。

次に、寄居の2筆ですけれども、こちらの2筆につきましては何も作付されておらず、雑草が繁茂しているような状況でございました。

譲渡人の　　さんは行田市に住んでいるということで、農業経験もなく、農機具も実際ないということで、今回　　さんに農地を買ってくれないかという相談があつて、近くでもあ  
るし、拡大意欲もあるということから売買に至ったということでございます。

以上、この件につきましては何の問題もなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議  
のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君）　2番、江川です。ちょっと確認だけさせていただきます。

4筆あるうちの内田ケ谷の筆については、田ケ谷前については特に問題ないようなんです  
が、内田ケ谷の寄居の案件については、これは道路に接道していないように位置図からは判  
断できます。ということは、この　　さんが隣接地を所有しているということによろし  
いのかな。また、接道していないと、入るときにどこから入ってくるのか、その辺ちょっと  
ご説明願います。

○14番（関口豊充君）　ちょうどこの辺も確認してきたわけですが、この申請地のす  
ぐ「申」の下に、左右に点線が入っていますが、境界線が入っておりますが、ここに3尺か  
な、4尺かな、道路がついております。やっとな農機具が出入りできるような状況でございま  
す。一応ここに4尺だったかな、1メートル20ぐらいの幅ぐらいの道が一応接してございま  
す。

以上です。

○2番（江川芳夫君）　そうしますと、この位置図しかないんじゃないちょっと現地確認できない  
んですが、そういうことであれば。民地、ほかの人の土地を通らないで入れるということ  
ですよね。

○14番（関口豊充君）　はい。

○2番（江川芳夫君）　了解です。

○会長（小倉和夫君）　ほかにごいませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の騎西・田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は公益社団法人埼玉県農林公社ですが、元々は地元の農家の方が所有していたもので、埼玉県農林公社を通して売却し、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(小川達男君) 10番、小川です。

この案件につきましては、去る4月16日に推進委員の橋本さんと現地調査及び聞き取りを行いました。

現地は、位置図で分かりますように譲受人の集落内の農地であり、適切に管理されておりました。また、2人で さん宅に訪問し、本人より、昨年からのこの案件の土地は耕作し、またそれぞれの土地が自作地の隣であるということから、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

この案件につきましては、2月の総会の際に提出されたもので、そのとき説明したとおりなんですが、  
さん、譲受人と渡し人の  
さんは隣同士で、この申請地の  
と、  
さんのハウスが現在建っているところで、それで昭和45年頃ぐらいかなと思うんですけども、もうそのぐらいから借りてハウスを建てて現在も使っているということです。

それで、2月のときに、今回の申請についていろいろ  
さんに聞いたところ、  
さんのほうが認知症のため後見人をつけて申請をしたところ、何らかの不備でもう一回申請をし直すということで、不備を正して今回の申請となったということなんですけれども、そういうふうな説明で、地元の  
に一応聞いたんですが、  
さんは  
さん、これは  
さんの長男なんですけれども、長男の方が成年後見人になれるんですかということ聞いたんですが、それは法律上、大丈夫らしいということでした。今回、後見人についての、前回の不備を正して新たに申請したということです。許可相当と判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(瀬下京子君) 9番の瀬下です。

4月16日に松村推進委員と現地確認をしまして、譲受人の さんのおうちにお邪魔いたしました。

現地ですけれども、草もなく、きれいに管理はされておりましたが、前日の雨のときの水が結構たまっているような状態ではありました。

位置図からですけれども、申請地の右隣にあります小さい四角い土地があるんですけれども、そこは さん所有の土地になっております。その 申請地の前のところが さん宅になっておまして、 さんは大分前から地域では大きく耕作をされている方でありまして、譲渡人の さんは独り住まいで後継者もないということで、今回の売買のお話があったそうです。問題なしと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号及び議案第3号1番の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図8ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、相続により土地を取得し、現在夫婦で借家住まいのため、実家が近い所有地に自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり4月16日、推進委員の野本さんと川島さんの3人で、申請者の さんのお宅を訪ね、話を伺ってまいりました。話を伺いますと、相続で土地を取得し、現在借家住まいですけれども、実家の近くにこちら、今話がありましたけれども、そこへ自己用住宅を建てたいという形で話を聞いてまいりました。その場所につきましても、きれいに整地されておりました。何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお

願います。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の大桑地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

4条の2番と5条の1番は隣接地で、土地所有者が同一であり、目的が関連しておりますので一括にてご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-2、5-1をご覧ください。

まず、5条1番の譲受人は、4条2番の申請者の息子であり、実家の隣である申請地に自己用住宅を建築する計画となったものですが、測量の際、4条2番の宅地の一部が農地であることが分かり、併せて申請するもので、必要添付書類は整えられております。

また、両案件とも現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、4条2番は当時の航空写真により、線引き以前から宅地として利用されていると判断できるため、また5条1番の開発行為に関しては、市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

まず、4条1項の2番ですけれども、4月16日、推進委員の野本さんと川島さん、3人で現地を見、またさんと、またさん宅を訪ね、話を伺ってまいりました。

まず、この4条1項の2番ですけれども、申請地は線引き以前から宅地として利用しまして、その、せがれさんがうちを建てるという形で、この農地があることが分かったそうです。この自己用住宅敷地の宅地のためという形で、やむなく許可相当と判断してまいりました。

また、3号の5条の1項ですけれども、さんとさんは親子関係でございます。使用貸借は30年ですけれども、両親と祖母が高齢になったため、さんが親なんですけれども、その自宅の前に、そこへ30年の使用貸借権という形で住宅を建てるという形で、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

たいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11番の三俣地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

4条の3番と5条の11番は隣接地で、土地所有者が同一であり、目的が関連しておりますので、一括にてご説明いたします。

位置図10ページ及び土地利用計画図の4-3、5-11をご覧ください。

先に5条の11番からご説明いたします。本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地6棟分を開発するものであります。また4条3番は、その開発に伴い道路を拡幅するもので、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、4条3番は完成後は道路敷として加須市に帰属予定であり、また5条11番の開発行為に関しては、市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

4月20日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の  
社長の  
さんから話を聞きました。

まず、この位置関係なんですけれども、この位置図で申請地の  
、  
と  
ありますね。その上が畑になっているんですけれども、その上に屋敷がありますけれども、  
そこが  
さんの屋敷というか宅地であります。

そして、現在、  
様は神奈川の湯河原のほうに住居を構えているわけなんですけれども、も  
う随分前からそういう形で湯河原のほうに住んでいるということです。そして旦那さんはこ  
この地に住んでいて、別々に生活をしていたというようなことです。それで旦那さんが亡く  
なって、奥さんのほうはこの土地全部を相続しまして、どうにかしてくれと言っているとい  
うか、拠点がもう湯河原のほうですので、もうこっちに帰ってくることはないので、どうに  
かできればということで、  
の社長のほうに相談したところ、  
さんのほうで買っ  
て、造成して売り出すというようなことありますので、許可することを判断しました。ご  
審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、3番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお  
願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11番の三俣  
地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図11ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、母屋の建替えのため接道を確保するに当たり、申請地が農地であることが分か

り、今回申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、当時の航空写真により、線引き以前から宅地として利用されていると判断できるため、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

4月15日に地区担当の小林推進委員と現地調査を行いました。

さんの奥さんから話を伺いました。また翌日、私、回覧板を回したときに さんとも話をいたしました。母屋を建て替えるに当たり接道をしていないことが分かり、申請に至ったとのことでありました。

私も近所でありますので、道路ができるに当たり、家の移転をした後、また土地改良により道路ができたことは存じておりましたが、ブロック塀と道路との間ののり面を下りたところが畑になっていたとのことですので、接道を確保するためのものであり、問題ないもの

と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の礼羽地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15番の礼羽地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

4条の5番と5条の15番は連接地で、譲受人が同一であり、目的が関連しておりますので、一括にてご説明いたします。

位置図 1 2 ページ及び土地利用計画図の 4-5、5-15 をご覧ください。

まず、5 条 15 番は、譲受人が売買により土地を取得し、4 条 5 番の自己所有農地と一体で長屋住宅 1 棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（松本 昇君） 4 番、松本です。

17 日に、榎本推進委員と 2 人で さん立会いの下、現地調査と聞き取り調査をしました。

さんの住所は東京の築地ですが、築地で家族と暮らしていますが、週に 2 日ぐらい市内、馬内地内の実家とか、農地の管理のために帰ってくるそうですが、東京のほうが生活がしやすいようで、こちらに帰ってくる計画はないとのことでした。

さんの話では、申請自由のとおり農地法第 4 条により長屋住宅を建設するためですが、進入路確保のために、農地法第 5 条により譲渡人の 様へお願いし、 の畑 326 平米を、許可となった場合に売買するという事で約束をしたそうです。

なお、 番の農地は、位置図の下側に 6 軒住宅がございますけれども、そのうちの東端、右端に 4 軒の間に 4 メートルの通路、道路がございます、ここから指導を通じて畑に出入りしていますが、長屋建設ではこれは許可対象にはならないということで、 さんに頼んで東端の畑を売ってくれないかということで相談したそうです。

なお、 番の近くの東武鉄道のすぐ際に、本来は公図上では 3.25 メートルの法定外道路がこれは通っているはずなんですけれども、 の西の畑までは、道路を畑にしちゃった関係で、現状は道路の形状はありませんでした。

なお、 の畑はきれいに管理させていまして、ジャガイモとかスイセンが何とか栽培されておりました。なお、隣の の畑は現在小麦が栽培されておりましたが、この申請が許可となった場合に、収穫後に着工予定ということをお述べておりました。

また、 さんは令和 3 年の第 4 回農業委員会総会でも、実家の前に長屋住宅を建設するために 4 条、5 条の申請をした経緯がございます。

このようなことから、本申請の内容は農地法第4条、5条の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、5番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15番の礼羽地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の24件を議題といたします。

初めに、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図13ページ、14ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅23棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

4月16日、譲受人が5人ほどいるんですけれども、さん宅を訪ねましたら留守で、さん宅を訪ねました。

まずは現地につきましては、事務局の話にあったとおり開発可能な道路が整備された、小学校とも近く通学可能な、子育てのそういう家庭住宅という形で、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ちょっと大規模な開発ということで、県のほうにも審議が当然あるわけですが、いかがでしょうか。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、本当に大きい住宅開発なんですけれども、譲受人のこの会社、実績はどうなんでしょうか、その確認はしてあるのでしょうか。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

すみません、具体的な実績、何棟中何棟終わっているという確認はしていないんですけれども、事務局の感覚にはなってしまうんですけれども、さんという会社は今までも幾つか申請は上がってきていて順調に建てているという感覚はありますので、今回の件も特に支障はないと判断しています。

○11番（柳田 浩君） 了解ですけれども、感覚というのは微妙かなと。実績はあるということがいいんですね、加須市においての実績はあると。

○事務局（加藤正則君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地1棟分を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

4月17日、推進委員の小山さんと2人で、現地確認並びに聞き取りを行いました。

まず、現地なんですけれども、普通の畑で適正に管理がされておりました。この地図でするので分かりづらいんですけれども、この申請地と出ていますけれども、この辺の看板では58棟建売りということで開発等がされておまして、半分ぐらいは家が建っているという状況でした。

その後、さん宅にお伺いして話を聞こうと思ったんですけれども、このさんのうちのすぐ隣が私のお袋の実家なので、ちょっと寄って、さんってお幾つなんでしょうか、聞いたところ、さんなので、息子さんに話を聞いたほうがいいかもしれないということで行ったら息子さんがおりましたので、ちょっと話を聞いたところ、私もちょっと気になったところは、この農地のちょうど真ん中に石碑とかお地蔵さんといいますが、何か置いてありまして、そんな大きくはないんですけれども、あれは何でしょうねと聞いたところ、あれは下高の、この地区の天神様なので事業などにも相談をして、どこか移転をして、その後、この建売りといいますが、家を建てるというようなことで、周りがもう全部家が建っているのに、ちょっと返事が遅くなってしまったというような、そんなようないろんな事情があるということでございましたので、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認というか説明をお願いするんですが、備考欄に建築条件付売買予定地、ちょっと私存じませんので、建売住宅との違い、また、先ほどの事務局の案件でもそうだったんですが、もう一件、また8号でも出できますが、この建築条件付売買予定地と普通の建売住宅と自己用住宅と、うちを建てる一般利用なんですけれども、建売住宅との違いは何ですか、教えてください。

○会長（小倉和夫君） じゃ、もう一回確認で。

○事務局（加藤正則君） 普通の建売住宅と建築条件付きの違いなんですけれども、普通の建売住宅の場合は、農地転用の許可を取った業者の方が建物を建てて売るところまでを行っていただくと。建築条件付きの場合は、許可を取った業者か、もしくは許可を取った業者が指定した業者が建てて売るという違いがあるので、許可を取った業者、もしくはその業者が指定した業者でも建てることできるというのが建築条件になります。

○会長（小倉和夫君） 特別大きい違いがあるということではないけれども。

○6番（嶋村 浄君） 買った人は自分で業者を選べないということですか。

○会長（小倉和夫君） ええ。何か質問。

○6番（嶋村 浄君） 私、細かいことなんですけれども……

○会長（小倉和夫君） 江川さん、どうですか、今ので。

○2番（江川芳夫君） どうぞ、いいですよ。

○6番（嶋村 浄君） 申請事業のところで、申請地は駅から近く、交通の利便性もよくと書いてあるんですけれども、これは隣が新川用水路で、新川用水路は駅から結構離れているんですけれども、ちょっと表現的に、私も新川用水路に住んでいますから分かるんですけれども、ちょっとそれが気にかかっただけ、細かいのですけれども。

○会長（小倉和夫君） 判断が、人によってはね。どうですか、その点については。説明の仕方というか、それが正しいかどうかということについてはなかなか難しいですね。5キロ以上離れているというんじゃないくて。

（「基準がないから」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） このくらいならやむを得ないという、それで納得してもらうしかないよね。

○6番（嶋村 浄君） 歩くと30分じゃ着かないですね。

○会長（小倉和夫君） それは結構あるな。

どうですか、ほかにありますか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

ここで、時間も1時間10分たちましたので、暫時休憩を入れたいと思います。

再開につきましては20分を予定しております。3時20分再開です。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

---

◇

### ◎開議の宣告

○会長(小倉和夫君) 時間も経過しましたので、再開したいと思います。

---

◇

○会長(小倉和夫君) よろしいでしょうか。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、既存駐車場を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存敷地に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく4月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

まず、現地なんですけれども、これは の左側で駐車場になっておりまして、それなりに台数はあるんですけれども、コロナワクチンの接種の関係で、多いときには1日60人ぐらい来ることがあるので、幾ら時間差とはいえ混み合ってしまう危ないということで、たまたま隣の農地が空いておりましたので、今回申請をして駐車場として使いたいということでございました。一応、理事長の さん本人からもお伺いしました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく4月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

まず、現地なんですけれども、この申請地という「地」のところに という、これは母屋なんですけれども、これが さんの自宅になります。それですぐ隣が、が隣に面しているんですけれども、畑になっておりまして、適正に管理はされておりました。

本人の さんは留守だったため、たまたま息子さんがおりましたので、その方からお話を聞いたところ、この辺、結構住宅が建っておりますので、今回手放すこととしたというので、この譲受人の さんというんですか、これは何か知り合いなんですかと聞いたところ、全然関係なくて、不動産屋さんが声をかけて引っ越してくるというようなことの話聞いておりましたけれども、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番及び7番の水深地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

5条の6番、7番は、譲受人事業の目的が同一であることから、一括にてご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5-6、5-7をご覧ください。

両案件とも、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、隣接する既存の太陽光発電施設と一体で設置するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく4月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、この土地利用計画図を見ていただきますと分かりますように、周りがほとんど太陽光になっておりまして、工事も大体8割方終わっているという状況なんですね。最初、太陽光で売ってほしいという話は来たと思うんですけども、最初は判こを押さずに考えていたんですけども、ここに来て、もう周りも大分工事が進んで、ここだけでもできたらですけども、今回いろいろ相談をして、どうしようかなということで家族と相談したということで、また、 さんのお宅にお伺いしたところ、ご本人不在のため、奥さんからそのような話を聞きました。その後、 さん宅のほうへもお伺いしてご本人からも聞いたんですけども、同じく今回手放すことにしたということで、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと事務局に要望なんですけれども、この位置図を見てもどこだか探しても分からないので、何とかすぐ分かるようにしておいてもらえますか。5-6なんてどこなんですか、この場所は、この中のうちの、今回の申請地は。5-6の……。よく太く字で囲ってあるところ、この中の一部でしょう。

○事務局（藤間みゆき君） 申し訳ございません。事務局です。

5-6の土地利用計画図のほうですけども、真ん中の下のほうの数字で とあるところがお分かりになりますでしょうか。こちらが今回の申請地となっております。

○2番（江川芳夫君） 分かりました。

次の5-7は黒く太く囲ってあるから、多分これがそうなんじゃないかと、多分ですよ、思うんですけども、ちょっと分かりやすくしてもらわないと、どこだんべと思って目張りして。

○事務局（藤間みゆき君） 大変失礼をいたしました。土地利用計画図の5-7のほうは、おっしゃられたとおり黒い太線で囲われたところが今回の申請地となっております。

○2番（江川芳夫君） これは業者がつくってくるんですか、役所がつくるんですか。

○事務局（前島勝己君） 業者の地図で役所がつくるので、今後ちょっと見やすく何かちょっ

と工夫しますので。

○2番（江川芳夫君） これじゃ審議できないよね。

○事務局（前島勝己君） はい、すみません。

○会長（小倉和夫君） いいですか。

ほかにございませんか。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

番の位置図の下が斜めになっていて、それで、こっち端の土地利用図はおおむね直角になっていて、そうすると、格好が全然違うように見えるんですけども、これはどういうことでしょうか。

以上です。

○事務局（前島勝己君） ちょっと今原本を確認します。

すみません、ちょっと今原本の確認をしましたけれども、ちょっとその下の部分がもうちょっと真っすぐになるのかなというようなところなんですけれども。

○2番（江川芳夫君） どっちが違っているの。位置図が違っているのか、こっちが違っているのか。

○事務局（前島勝己君） 位置図がちょっと、少し形が違います。

○（町田 彰君） 位置図の形が違うんじゃないくて、位置図の場所が違います。位置図で書いてあるのは、 のところだと思います。5-6の が、この位置図で と書いてあると思います。

○14番（関口豊充君） そもそも太陽光のパネルが申請地までかかって作図してあるということ自体がおかしいよね。だって、申請してこれからやろうというところと既存のやつが一体的にパネルができちゃっているものね。じゃ、全部、今の申請地までできちゃっているのかということになっちゃう、これじゃ。

（発言する人あり）

○事務局（前島勝己君） すみません、確認してちょっと修正を行います。

○会長（小倉和夫君） 一旦それは保留します。

では、6番、7番については保留ということで、確認ができ次第、説明ができ次第進めたいと思いますので、8番のほうに行きたいと思います。

次に、8番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地4棟分を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく4月17日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

まず、現地ですけれども、この、は、若干草は生えていたんですけれども、それなりの管理がされておりました。

先ほどの太陽光が、この細い道がありますけれども、左側が、ほとんどではないですけれども、太陽光になっておまして、このからこっちは今建売りが何軒か建っておりますので、さんですか、この自宅にお伺いして本人から話しを聞いたところ、周りも建売りとかがいろいろなっているので、管理もし切れないので、今回の申請地は手放すことに決めたということでございましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の水深について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により、今まで使用してきた自己用住宅敷を取得するもので、必

要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、譲受人・譲渡人の親同士の口約束により、譲受人が50年前から居住しているもので、始末書が添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

また、参道についても、建築基準法上の接道要件を満たすことが確認できたため、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 同じく7番、佐久間です。

4月17日、推進委員の小山さん2人で現地確認を行いました。

まず現地は、これはお寺の参道に面した農地なんですけれども、大分前から家を建てて、もう既に暮らしているということで、さん並びにさん宅をお伺いしたんですけれども、どちらとも留守で、後日、私一人で聞き取りを行いました。

この譲渡人のさんなんですけれども、この方は3月まで私の目の前に座っていたさんです。で事務をやっているということでございましたので、後日、4月20日に直接お伺いをして話を聞いたところ、お互い親が亡くなっているんですけれども、昔何か知り合いで、ここから小学校の正門まで100メートルぐらいの距離ですので、いいところがあるからどうですかということで多分声をかけて、毎年1万円ぐらいの賃貸料で50年近くやり取りしていたんですけれども、もうこれから先、息子さんの代になっていろいろあると困るし、さんも独身ということでございますので、ここで思い切って贈与をして、いろいろ条件が整ったということでございましたので、一応、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の三俣地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、事業所所有地の隣接地に資材置場及び従業員駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存施設に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○事務局（前島勝己君） ちょっとすみません。こちらの資料が変更になったということで、ちょっと追加で説明させていただきたいと思ひます。

まず、この5-10の位置図を見ていただきますと、申請事業者が現在、黒く塗りつぶしてある部分を現在使っている状況なんですね。それで、今回申請が出されたところが黒枠のところの 番地のところなんですけれども、差替えのところ、北側の道路に接続されている、ちょこっと白く塗りつぶされた、これが大体約30平方メートルぐらいのところなんですけれども、こちらは最初の図面だと全部塗りつぶされてありまして、全部使っていたというようなお話だったんですけれども、いろいろ調査をしたところ、この30平方メートルが、ほかの地権者なんですけれども、まだ農地であるということが分かりました。こちらを代理人のほうにお話ししたところ、こちらは使わないような形で事業を行うということで、ここで塗りつぶしたのをちょっと取ってきた、差し替えた状況です。

この農地については、現在舗装が3分の2ぐらいかけられている状況でして、右側にちょっと農地が残っているんですけれども、そこへの出入りにもなっているようです。現状だと、なかなか農地としての利用も難しいかなというところなんです、違反の状況でありますので、一応この部分については、今後農業委員会事務局のほうで指導等を行いまして、どうするかということをお話ししてまいりたいと思ひます。ただ、申請者、事業者については違反では、農転化にはちょっとなっておりませんので、その辺も差し替えた理由としてちょっとご説明させていただきました。

以上です。お願いします。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

4月16日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして、また譲渡人の  
さん、そしてまた譲受人の 〃の社長の 〃さんに話を聞きました。

現地のほうはきれいに、幾らか草は生えていますけれども、きれいになっている状態です。

〃さんは、田んぼをやっていない状態なんですけれども、そんな中、 〃のほう  
で事業を拡張すると、駐車場と資材置場が拡張に当たって必要になったというようなことで

〃さんに相談したところ、了解を得たというようなことでありますので、許可相当と判断  
しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い  
します。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図22ページ、23ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもので、必  
要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、4か月間の一時転用であり、改良  
後も担い手が麦を耕作する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

4月16日と20日に、推進委員の小川さんと2人で現地調査をし、譲受人、譲渡人、全  
員から話を聞きました。

現地のほうは何もつくっていない状態なんですけど、きれいになっていました。これはおそらく　　のほうで、この一帯をきれいになっているんじゃないかと、そう思っています。一応、譲渡人の　　さん、　　さん、　　さんはちょっと留守だったので出なかったんですけども、　　さん、　　さん、　　さんの5人ですね、一応、了解を得ているというようなことを確認しました。そして、　　の社長、　　さんの話を聞いたわけですけども、ここを追い出して、耕作は誰がするんですかと言ったら、うちのほうでやりますというようなことでした。　　の農業部といいますか、農業部隊というか、そちらのほうでやるというようなことでした。当然、そこ一帯をきれいに管理しているから当然そうなのかなというふうに思います。

以上のことから、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 2 番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図 2 4 ページ及び土地利用計画図の 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、昨年度受付分の除外が 2 月に完了したもので、譲受人が売買により土地を取得し、事業所所有地の隣接地に従業員駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松村文夫君）　8 番、松村です。

4月18日、地区担当の峰岸推進委員と現地調査を行いまして、代理人の さんから説明を受けました。

この土地は、社員増員のため駐車場が必要となり、隣接地と一体利用するため計画され、今年の2月に農用地からの除外が完了したことにより申請したものとのことであります。現地は休耕地となっておりますが、適当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図25ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行令の第1種農地の不許可の例外である一時転用（9か月間）であり、改良後も担い手が小麦を耕作する計画でございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

4月18日、地区担当の腰塚推進委員と現地調査を行い、 の皆さんから説明を受けました。

この土地は低地により水はけが悪いため、盛土をして畑として利用すると。具体的には麦の作付を行うとのことであります。適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひしま

す。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この中に さんがお持ちの畑が2筆、 と 、これは畑なんですけれども、これは両側が違う人が持っているように位置図では推定できるんですが、畑の上にまた畑をして、この周りとの高低差はどうかうんですか。その辺で、今現在どんな形になっているのか。畑なので、畑をもう一回上に盛るのかどうか、その辺の確認です。

○事務局（前島勝己君） ちょっと確認します。

ただいまの質問なんですけれども、 と なんですけれども、こちらは現地確認をしたところ、一応、田んぼということで、道路よりも低いと。

○2番（江川芳夫君） 田んぼじゃなく畑と書いてあるじゃない。

○事務局（前島勝己君） 地目は畑なんですけれども、現況は田んぼで扱っているようなんです。それなので、どっちにしても関係条例がありますから、一番低い道路から10センチ以上上げられませんかから、そこまでの範囲というか、10センチまでの高さで収めるというような形になります。

○2番（江川芳夫君） 私が聞いているのはそういうことじゃなくて、 の隣、今何もないところとの、これは違う人が持っているんですよね。これも田んぼなんですか。それから の北側、この隣、これはどうなっているんですかと聞いた。

○事務局（前島勝己君） こちらの書類を確認しますと、申請地が低くて、両サイドは高い状況になっていますので、今回上げることによって、土の高さがある程度同じようなレベルになってくるような形です。

○2番（江川芳夫君） そうすると、これは4筆といたらいいのでしょうかけれども、大体同じ高さになるということでもいいですか、そういう理解で。

○事務局（前島勝己君） はい。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、事務局に確認をさせてください。

使用貸借権、9か月間という期間なんですね。それで、面積が3,951。それから12番が5,372の4か月。両方これは県の会議でもあるんだと思うんですけれども、この期間の制限というのは何かあるんですか。面積の関係、期間の関係。一時転用だから最大9か月とか、そういう整理だけですか。本人の申告でできなくとも、9か月までは延ばせるとい

う理解で私たちは考えていいのでしょうか。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

農地改良の場合は、一応、最大で9か月までというのが決まりでちょっとありまして、そちらに基づいて、この最大9か月という形で相手にも記述をお願いしています。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、事業所所有地の近接地に従業員駐車場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行令の第1種農地の不許可の例外に該当し、譲受人は農地所有適格法人であり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

4月19日、推進委員の渡辺さんと増田さんの3人で、譲受人の さんに立会いを求め、聞き取り及び現地確認を行ってまいりました。

まず、申請地ですけれども、これは集落内の農地でございまして、ちょうどこの申請地の「地」のところが申請人の さんの自宅になっております。したがって、 さんの宅道に向かって左側の畑ということになります。

一応、現在、何も作付はされておらず、五、六年前から、この地権者の方から宅地の前だ

ということで管理をお願いできないかということで、　　さんが草刈りをしてきた経緯がございませう。こうした状況の中で、　　さんから土地を処分したいというようなことで　　さんのほうにお話があり、このたびの申請に至ったということです。

ちょうど　　さんは、この申請地の、この　　さんの左のほうで、太陽光の下でキラゲを栽培している方でございます、ここの従業員の駐車場用地ということで、今回の申請に至ったとのことでした。何ら問題ないと判断してまいりました。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、現在使用している駐車場周辺に資材置場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われませう。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君）　2番、江川です。

本件につきまして、4月15日に自分と小坂推進委員と現地を確認してまいりました。

申請人の　　ですが、ガソリンスタンドのところにある箱形の洗車機の設置販売を営んでおります。

また、場所なんです、今回の申請地の土砂の道路を上へ上がっていくと、右、この地図

のところ、4つほど点線である左上の角、これが今の置場でございます。この置場を賃貸で借りていたそうなのですが、現地確認の前に社長とお話をしてきました、さんと。なかなか売ってくれないということで、月の賃貸料もかなり高額なので売ってくれと言ったのだけれども、なかなか売ってくれないということで代替を探していたところ、今回の申請地、さん所有の1,518平米の土地が、これは以前、ビニールハウスがあったんですが、これはほかの人がつくっておったんですが、今現在はきれいに撤去しまして更地になっております。

そんなことで、さんも、幾らお金を払っても自分のものにならないんじゃないかと駄目だということで、今回たまたまこの案件が出たということで、場所が必要なものですから、門型の自動車の洗車機ですので、これの設置に、ここに来たいということでございました。特に問題はなく判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、北川辺地域は調整区域と市街化区域の線引きがないため3,000平方メートル未満の開発行為は許可不要で、建築確認も見込みがあるとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

17日に、推進委員の石川さんと現地確認並びに さん宅で聞き取りをいたしました。

この土地は相続により引き継いだ土地ですが、手放すことになり、不動産屋さんを通じて話がまとまり今回の申請となりました。

また、現地確認のときの申請地に一部、車1台分ぐらいの広さなんですけど、砂利がありましたが、昨日確認したところ片づけてあり、整地されておりました。現場の状況から許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図29ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の改築をするための進入路を確保するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

同じく17日に、推進委員の石川さんと現地確認並びに さん宅で聞き取りをいたしました。

さんは、申請地の奥にある土地建物を売却することになり、不動産屋さんを通じて譲

受人が買うことになり、進入路を確保するため、今回の申請となりました。許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

現在の住まいは手狭でありと書いてあるんですが。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。現在の住まいは手狭でありと書いてあるんですが、この買うほうは、 さんという方が買い主でございます。現在は住んでいるのは、この浦和のところが住んでいるところなんですけれども、全くもってこの2人は面識ございませんので、 さんが自宅を売却するということなんです。自宅を、土地建物そっくり。それで不動産屋を通じて、代理人の さんという人は設計事務所だと思うんですが、この さんと、こっちの さんの さんは、別にこの人は関係は全くございませんけれども、関係としては、お互いは別に面識はございません。多分、不動産屋か設計事務所を通じて、 さんが売りたい、この さんがどこか買いたいということで、この土地を買うことに決めて、リフォームして住むというふうになっております。

それで、進入路が昔のままというか、それでかなり狭いんですが、 さんの土地を申請して進入路を確保するというので、 さんが申請したということだと思います。

○2番（江川芳夫君） さんというのが買ったんだけど、宅道が狭くて入れないと、こういうことですか、簡単に言うと。

○5番（山岸和男君） そうです。

○2番（江川芳夫君） よくうちが建ったね。

○5番（山岸和男君） いや、入れないほど狭くはないんですけども、車1台分ぐらいは入れるんですが、それだと行く行く不便なので、広げたほうがいいかなということで、 さんのほうが申請して、この申請地は さんの土地なんです。

○2番（江川芳夫君） そうすると、 さんの土地を、その奥の宅地も さんの宅地なんだ。

○5番（山岸和男君） そうです。

○2番（江川芳夫君） そうということですか。

○5番（山岸和男君） ええ、進入路の先にある四角が さんの自宅なんです。それで自宅と土地を不動産屋さんに売って、不動産屋さんから さんが買うということで、そう

いうことです。

○2番（江川芳夫君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図30ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、3か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を耕作する計画がございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

4月20日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さんが幸手の老人ホームに入っておりますので、その前に住んでいる実の姉の さんと、譲受人の の代理人の さんとお会いして、いろいろお話を伺ってまいりました。

低い土地なので水はけをよくして、土盛りをして畑に改良し、小麦を作付するとのことでした。何も問題ないと判断してまいりました。皆様、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

20番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図31ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農業用倉庫及び農業用資材置場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行令の第1種農地の不許可の例外に該当し、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

4月16日に、松村推進委員と2人で現地確認をし、 さん宅を訪問いたしました。

なお、譲受人の代理人であります土地家屋調査士の さんにお電話差し上げたんですが、なかなか日程が合わなかったため、お電話で話を伺いました。

現地ですけれども、草もなくきれいに管理されておりました。この管理に関しましては、 さんが毎年草刈りなどをしていらっしゃるそうです。

譲渡人の さんは独り住まいでありまして、後継者もないということで維持管理ができないということで、数年前に一回、 さんにお米を作ってもらえませんかということで頼んだそうなんですけれども、一回作ったんですが、位置図からも分かるように、民家に囲まれておりまして日が当たらないということで、一回だけ作って2回目は作らなかったということだそうです。

さんに関しましては、地元では大変多く耕作されている方でありまして、農機具もたくさんお持ちです。今現在、 さんはやむを得ず自分で賃借している農地の所有者のところをお借りしてコンバインなどを2台ぐらい置かせていただいているという形で、今度、自宅の近くにそういう土地を探していたら、その さんのところがあったので、売ってくれ

ないかというお話をしたそうです。自宅の近くなので、申請地の上なんですけれども、そこは さんの所有の土地出あります。それで、売買が成立したら農機具を1ヶ所にまとめて、あと物置を改築して、その資材も置くスペースを確保したいというお話でした。やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

21番の原町地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、22番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図の5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、中古自動車を輸出するための駐車場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

4月22日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で不動産の有限会社社長の さん、それから代理の さん、土地家屋調査士の さんと行き合ひまして、譲受人の代理人の土地家屋調査士の

さん、譲渡人の さんにお会いして、いろいろお話を伺つてまいりました。

さんと さんが売買でして、この さんというのは車屋さんみたいなんですね。車屋の駐車場にするのでというお話を伺つてまいりました。何ら問題なしと

判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、確認をさせてください。

譲受人、羽生市の住所になっているんですけれども、どうしてこの土地に駐車場を取得できるのか……。地域内に事務所を持っているとか、現在も駐車場があるとか、何かあるんですか。何でこの土地によその地域の人が駐車場を求めて、そういう許可申請しているのか分からない。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

今回の申請者さんなんですけれども、羽生に多分本店があるんですが、加須市内でもう既に営業所を営んでいる場所がありまして、県道羽生栗橋線で五差路があるかと思うんですけれども、五差路の少し東側に、もう既にその事業を営まれていて、今回その関係、今回の申請地の距離を見て、ちょうどいいところがあったということで今回の申請に至っています。

あと、今回の場所は一応第2種農地扱いですので、本店が羽生にあったとしても、一応立地の基準としては満たしている形になるので、申請としては今回お受けした形になります。

○11番（柳田 浩君） 再確認。現在、営業所的なものが加須市内のこの近隣にあると。五差路というのは、

の敷地を借りていた車販売の会社のことをいうのですか。

（発言する人あり）

○11番（柳田 浩君） 言いたいのは、よその人が駐車場名義でどんどん開発、開発とは言わないか、駐車場だから。使われていくのも、農地を潰されるのもおかしいだろうと。あと許可基準の中で、調整区域じゃなければ全然問題ないですけれども、農地を潰してまで許可する必要がある内容かどうか……。分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

ちょっとこういう案件については懸念が若干あることは確かにあるので、でも、申請されて許可しないとすると、相当な理由がないとなかなか難しいところもあると思うんですけども。

（「休憩しましょう、ちょっと。事務局にそこを確認しないと、審議が……」という人あり）

○会長（小倉和夫君） では、一旦審議をストップして、自由に。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時27分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 暫時休憩しましたけれども、再開をいたします。



○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

22番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、23番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図33ページ及び土地利用計画図の5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、診療所の駐車場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、診療所に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

4月19日に、坂田推進委員と2人で現地調査を行いました。

代理人の 〇に立ち会っていただきまして確認をしたんですけれども、2月の案件で上がった診療所、それに関わる駐車場ということで、土地所有者との契約関係がまだできていなかったの、診療所が確定した段階で駐車場についても許可をもらいたいということで、申請はちょっとずれたんですけれども、診療所のための駐車場ということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

23番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、24番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び土地利用計画図の5-24をご覧ください。

本案件は、譲受人が交換により、今まで使用してきた自己用住宅敷の隣接地を取得するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、また、当時の航空写真により、線引き以前から宅地として利用されていると判断できるため、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

19日に、坂田推進委員と2人で現地調査を行いました。

申請人の代理人の 〇に立ち会っていただきまして行いましたが、現況の公図と塀の位置がずれているという形の中で、実際の現況のシーンに合わせて土地の交換をするということで、整理するという、申請になったということでございまして、線引き

前の住宅からですので、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議  
お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） ちょっと1点お伺いいたします。

交換ということなのですが、片方の交換する土地はどちらになるのかなと思ひまして。改  
まってこれに載っていないんですけれども。

○11番（柳田 浩君） 土地利用図5-24を見ていただくと、右側の住宅側の万年塀とい  
う部分……

（「宅地だから載っかっていないんだよ」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） 片方は農地を宅地にする……

○14番（関口豊充君） そうか、宅地だからか。

○11番（柳田 浩君） 宅地を農地にはしないけれどもそのままだ、片方は。

○14番（関口豊充君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

24番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い  
します。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

先ほど保留になっていた太陽光ですか、6番、7番について、再度審議するわけですけれ  
ども、事務局のほうでもう一度説明をお願いいたします。

○事務局（前島勝己君） では、すみません、第5条の6、7ですので、位置図の5条6、7  
の18ページになります。非常に大変申し訳ございませんでした。

一応、番地のほうが、やはりちょっと場所が違っていたということで確認ができた  
ました。正しい場所といたしましては、が表記されている左側に行きますと、道がございま  
す。クランクになっている道があって、ちょうど、まず新川、これは河川の上に、丸だから、  
これは果樹園か果物畑がありまして、線があって、その上の田んぼのちょうどこの線が入っ  
ていて、上の線がありまして、この幅で大体 番地の横幅のところ、一応、この道のこ

ちらに来るということで、すみません、位置図のほうのちょっと変更といいますか、訂正をお願いしたいと思います。

(「了解」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理事業分)でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分、合計1筆、面積にて1,447平方メートルとなっております。別紙、議案第4号1ページをご参照ください。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙、議案第5号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

---

◇

### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の9ページからご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続による届出について9件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、13ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域の農地転用届出について4件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、14ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域の農地転用の届出について14件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、16ページからご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出について35件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（駒宮敏之君） 小倉会長、長時間にわたる議事の進行、大変お疲れさまでございました。

---

◇

### ◎閉会の宣告

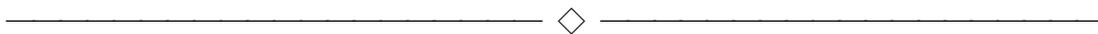
○局長（駒宮敏之君） それでは、最後になりますけれども、柳田職務代理より閉会のご挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

これもちまして、令和4年第4回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時47分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年4月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 小 川 達 夫